

# 社会委員会通信

No. 50

2015. 8. 9

発行：横浜港南台教会 社会委員会

〒234-0054

横浜市港南区港南台 7-8-29

Tel : 045-833-5323 Fax : 045-833-6616

8月2日（日）横浜港南台教会は稲正樹先生をお招きして、平和聖日の礼拝を守りました。その午後には平和講演会を開き、「平和憲法から見た『戦争法制』」と題して、稲先生に講演をしていただきました。稲先生は国際基督教大学客員教授で、憲法学がご専門であり、また所沢みくに教会の教会員でもいらっしゃいます。

時はまさに「安全保障関連法案」の参議院審議が進むなか、稲先生から各法案の包含する違憲性を詳細、且つ具体的に解説していただきました。講演の結びに稲先生が語られた「平和国家」としての国の在り様は、誠に希少、且つ貴重であり、その道を目指すことができるか否かの分岐点に今あることを、印象深く受け止めました。

参加者は74名（教会員：男性14名、女性53名。教会外：7名）でした。参加者の皆様、ありがとうございました。（社会委員長：S・H）



## 平和憲法から見た「戦争法制」

国際基督教大学客員教授：稲 正樹

### はじめに

こんにちは。お招きにあずかって、ありがとうございます。

昨年7月1日に閣議決定がございました。今、議論になっている集団的自衛権の行使容認ということですが、そのタイトルは「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」となっています。「切れ目のない」というのは、あらゆる場合において、あらゆる事態に対処可能な、という意味のようです。

ポイントだけ3つ書かせていただきました。我が国に対する武力攻撃が発生した場合。これは従来、自衛隊が対応してきたことですが、今回問題になりましたのは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合ということです。それにちよ

っと条件が付いておりまして、それによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にこれを排除する。これが1番目です。2番目は、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時、3番目は、必要最小限度の実力を行使する、と言っています。従来の政府見解では、自衛のための措置と言ってきましたが、この1番目の後半を含めて「憲法上認められるというふうに私たちは考えるようにしました」ということです。

新聞などは「安保法制」と言っておりますけれども、私は今日のお話のタイトルに「戦争法制」というふうに括弧を付けました。戦争をするための法律だと思っています。

安保法制の概要は2本の法律から成ってい

ます。1本目は新しい法律として、「国際平和支援法」という法律を作るということです。もう一つは、従来の全部で10本の法律のそれぞれのところを一部改正して、それを一つの法律で一括改正するという事です。「平和安全法制整備法」という名前が付いております。どういうものが一括改正されるかと言うと、自衛隊法、PKO協力法(国際平和協力法)、周辺事態法、船舶検査活動法、武力攻撃事態法、米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法、及び国家安全保障会議設置法です。ものすごい法律です。内閣官房のHPに載っていますが、印刷すると、450ページ以上です。このようなものを1本の法律にしています。これは、国会が軽視されているのではないかと思います。これが一つです。

もう一つの問題は、これは昨年閣議決定後、たくさん批判が出されました。その批判をきちんと受け止めていないだけでなく、閣議決定よりも更に大幅に武力行使を可能とするものになっています。それを可能にするのは政府の判断です。政府の判断で、海外における武力行使が地理的な限界もなく、または援助対象国も米国に限定されることなく可能となっているということです。憲法は何のために存在しているのかと言うと、政治を司る人たちが憲法の枠の中で政治をするように、ということなのです。集団的自衛権は憲法9

条の下では到底、行使することができない、それを決めるのは国民です。憲法改正が必要だと思いますけれど、それを全くしないで、内閣が「今日から考え方を変えました」ということで閣議決定をして、それに基づいてこの法律が今、出されているのです。

4月27日に日米両国のいわゆる2プラス2の会議で、「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」の改定が取り決められました。1997年にガイドラインが制定されましたけれども、それが抜本的に改定されて、今回の安全保障法制の立案と不可分に関わっております。この2つがどうして切り離せない関係にあるかと言いますと、新しいガイドラインでは、日本の集団的自衛権の行使が閣議決定とほぼ全く同じ文言で書かれているということです。従って、このガイドラインを4月末に結んだことによって、日本は米国に対して集団的自衛権の行使を伴った形で軍事協力することを約束してしまったということになります。憲法の平和主義と立憲主義の観点からすれば、まことに由々しい事態です。

同僚が二人おりまして、一人は私と同世代の政治学の千葉眞先生、もう一人は国連で長く働き、現在は私たちの大学の研究所の顧問をされている国際関係専門の功刀達朗先生です。私を含めて三人で、次のような声明を7月15日の強行採決の後、出しました。



## 「衆議院での強行採決に抗議し、安保法案の撤回を求める」

### 1. 自公政権の強行採決に抗議する

7月15日衆院本会議で政府提案の安保法案について、民主、維新、共産、社民の野党が採決拒否をする中で、強行採決が行われた。

この間の審議を見ると、安倍政権の答弁は曖昧模糊としたものにとどまり、審議すればするほど問題点が頻出し、国民の大多数が今国会での可決に疑問を覚える中での強行採決は、民意を無視した国会内の「多数者の専制」であり、議会制民主主義を葬り去る暴挙と言わざるを得ない。さらに総計10にも及び既存の法律の改正を「平和安全法制整備法案」として一括審議・

強行採決し、さらに1つの新規の「国際平和支援法案」を強行採決するという手続き上の大きな瑕疵を残し、これら一連の法案それ自体も、戦後の日本政府と市民社会が不完全ながらも作り上げてきた立憲主義・民主主義・平和主義を根底からくつがえしかねないものであり、参議院の誠実で建設的な審議を経てその撤回を求めたい。

戦後日本は、憲法9条の下、政府として基本的に非戦型安全保障を追求してきたのであり、自国への侵攻という極限（例外）状態においてのみ、「専守防衛」という必要最小限の自衛の実力を行使するという基本的政策を維持してきた。それは同時に、アジア・太平洋地域で1500万人から1800万人といわれる犠牲者（数は未確定）を出し、自国でも320万人の戦死者を出した先の「十五年戦争」への悔恨に基づき、大多数の国民の合意の下で選択した戦後の基本方針であった。それはまた、帝国日本の侵略による戦争の惨禍を受けたアジア・太平洋諸国の政府と国民に対する戦争謝罪と戦争責任の取り方をも含意していた。

この「平和国家」の路線が、今や取り除かれようとしている。集団的自衛権行使を容認するこれら一連の法案は戦争容認法案であり、自衛隊が地域的限定を越えて世界各地に派兵される大きな危険をはらんでいる。それだけでなく、軍事的脅威に対して抑止力万能論に基づく軍事力で対抗するその参戦型安全保障政策は、時代遅れであるだけでなく、東アジアや世界に政治的緊張を強いることになる。それはまた、戦後日本が培ってきた「非戦国家」としての世界規模の信頼をみずから打ち壊す愚かな行為でもある。

## 2. 立憲主義と民主主義の否定は許されない

こうして安保法案は、日本を戦争する国家へと変え、戦後70年の夏にこの国をポイント・オブ・ノーリターンに追い込むものである。

安倍政権は国会で多数を占めることで、立憲主義と民主主義を無視し、やりたい放題である。(1)内閣法制局長官の首をほしいままにすげ替える。(2)長年にわたって踏襲されてきた政府の憲法解釈を一片の閣議決定で葬り去る。(3)国会審議の開始前に今回の安保法案の成立を対米公約する。(4)安保法案の違憲性を指摘する専門家の良識ある声を無視する。(5)憲法59条4項による60日ルール適用を可能にするため、国会の会期を95日間も延長し、強行採決への下地作りをする。(6)法案の実質的審議の深まりとは関係なく時間が来たという理由で強行採決を断行する。

いま 私たちが目にしているのは、国家権力に縛りがかかる立憲主義そのものを破壊する憲法無視の政治である。それだけでなく、議会制（間接）民主主義と民意（直接）民主主義の双方を破壊しかねない政治である。

民主主義を成り立たせている表現の自由、国民の知る権利の保障に奉仕する存在である報道機関の報道の自由に対して脅迫的放言が政権与党の国会議員たちの研究集会においてなされたという事態も震撼に値する。この件は、そもそも表現の自由という民主政治に不可欠な構成要素への政権与党の無理解を露呈するような事件だった。現政権が、対米公約を優先させ、国民の声に耳を傾けることなく、安保法制の強行突破のみを念頭に置いているのは、民主主義の破壊でしかない。

## 3. 日米同盟強化より平和育成に全力を注げ

わが国は平和憲法の下、平和路線を維持しつつ、人間の安全保障に世界各地において寄与し、

国連平和活動にも 1992 年以降すぐれた貢献を行ってきた。

世界で広く知られている憲法 9 条に新たな解釈を加え、集団的自衛権に関する法制を整備し採決しようとする安倍政権の決定には多くの国民は当惑している。

2005 年に日米間で署名した「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する合意文書の下で日米はお互いにかなる安保協力を、極東だけでなく世界に拡大された地域で行う義務を負うかについては、ほとんどの国民は知らないのが実情である。

第 2 次安倍内閣成立以来の諸政策には高圧的な印象を国内外に与えるものがいくつかある。近隣諸国の印象は今回の強行採択によりさらに深まり、日中韓 3 国が協調し、東アジアの平和と安定に寄与する将来的見通しは残念ながら遠ざかるおそれがある。

日本は確かに平和を最も熱心かつ効果的に支援し、育成する国として世界的に高く評価されさらなる協力が期待されている。従来からの非軍事と国連との連携を基軸とした平和路線を堅持しつつ、NGO、企業、議会、自治体と連携して世界平和に寄与していくことを勧めたい。軍縮と平和育成を目指す日本発のキャンペーンが、平和の配当を創出し、紛争防止、持続可能な開発、教育、格差の是正等に振り向けることこそ、価値ある平和イニシアティブであると考えらる。

2015 年 7 月 16 日 千葉眞 ICU 特任教授（政治学）、稲正樹同客員教授（憲法学）、功刀達朗同社会科学研究所顧問（国際関係学）



## I 集団的自衛権の行使容認のための自衛権法、武力攻撃事態法（事態対処法）の改定

### 1 はじめに

まず集団的自衛権の問題です。集団的自衛権行使を容認するための武力攻撃事態法（事態対処法）、そして自衛隊法の改定ということです。武力攻撃事態法は、法律の名称そのものが変更されています。「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」という長い名前の法律ですが、更に長くなりまして、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（傍点は引用者、以下同様）という名称の改定が提案されています。

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を「存立危機事態」と名付けて（2

条4項）、このような事態においても、政府が、事態対処のための態勢を整備して、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することがこの法律の目的とされています（1条）。

昨年の 7 月 1 日に閣議決定しました。憲法上、戦力の保持が禁止され、戦争の放棄が定められているのに、なぜ自衛隊が認められているのでしょうか。従来の政府の説明によりますと、自衛隊というものは、国家の自衛権に基づいて設置された必要最小限度の実力です。必要最小限度の実力ということの定義はないわけですが、それはあくまで合憲であるためには、憲法で禁止されている戦力とは区別されるものというロジックになっていたわけです。戦力は違憲、自衛力は合憲、自衛力のための自衛隊は存在している、そこから出て来る一つの考え方の筋は、その自衛隊が憲法に違反しないためには、必要最低限度の実力であって、言わば外征軍として海外

に展開されず、憲法で禁止されている武力の行使をしないものであるということになっていたわけです。これが従来の政府の憲法解釈です。従来の内閣法制局もそのように説明してきました。

ところが、今回の法律では、いわゆる存立危機事態と呼ばれる事態が起こったら、外国に対する攻撃が起こった場合でも、自衛隊が外国軍と一緒にあって武力行使をすることができるということになりますから、従来主張されてきた必要最小限度、外に出て行かない、専守防衛、この政府の拠って立つ基盤が崩れてしまうということになります。ですから、私たち憲法研究者は、集団的自衛権の行使を認める政府の見解の変更は、国民の憲法改正権を横取りして、政府が勝手に、自分たちが決めていたことを一片の決定で覆し、憲法の下にあるこの国のあり方を根本的に覆してしまった。ですから、法的安定性は完全に崩れてしまっている、と批判しているわけですが、政府は「いや、従来とそれは整合がとれるから、やらせていただきます」と説明しています。

これまでの政府の憲法解釈で、集団的自衛権の行使は一貫して否定されてきておりましたし、自国が武力攻撃にさらされてもいない中で武力の行使を認める集団的自衛権は、徹底した平和主義を採用している憲法9条の下では、いかなる憲法解釈を持って来ても、導くことが不可能である、明らかな憲法違反だと私たちは言っているわけです。

政府のロジックでは、「いやいや、そうじゃないんだ。どんな国に対しても軍事協力をやるわけではなくて、これは限定的な集団的自衛権であって、あくまでも我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、それによって我が国の存立が脅かされて、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、という言葉が入ったじゃないか。そういう意味で、従来の

解釈との整合性が保たれる」と言っていますが、自衛権の行使における我が国への武力攻撃と他国への武力攻撃は、従来の政府解釈では、明白に区別しておりました。

他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止するという集団的自衛権の行使は、「我が国に対する武力攻撃の発生」という自衛権行使の第1要件を満たしていないために、憲法上許されないというのが政府の一貫した立場であり、他国に対する武力攻撃にどのような限定を付けるにせよ、他国に対する武力攻撃をもって自衛権行使を認めていくという集団的自衛権を憲法9条の下から導くことは不可能だと思います。



## 2 「存立危機事態」の実像

「我が国と密接な関係にある他国」と言っておりますが、それはどこの国なのかということ。これまで国会審議の中でいろいろな回答がありましたけれども、「それは米国です」と言ってきました。米国であれば、状況如何にかかわらず、米国がここでの他国に当たるということが宣言されています。

「日米同盟の存在、及び米軍の活動は死活的に重要であって、同盟国である米国は基本的にこれに当たる」とか、「米国に対する武力攻撃は、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃になるので、3要件に当てはまる可能性が高い」というような説明です。

米国であるということは分かったけれども、いかなる事態がこれに該当するかについては、「事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することになるため、一概に述べることは困難であるが、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦

禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになる」というのが安倍首相の答弁です。

「語るに落ちる」という言葉がありますが、「私たちがやらさせていただきます」と言っているのです。私たちがこの国が亡びることになると判断すれば、米国が始める戦争にこの国も参戦します、と言っているわけです。

そういう意味で「存立危機事態」は、時の内閣の恣意的な判断によることとなる危険性は極めて高いです。これに対して、国会がちゃんとチェックできるかという問題ではありますが、これはこの法律では、原則として国会承認が必要だけれども、特に緊急の必要があって事前に国会の承認を得るいとまがない場合には事後承認で足りるという規定があります。となりますと、日本に対して武力攻撃が行われず、国土や国民には何ら被害が発生していないにも拘らず、米国の戦争が風雲急を告げているという理由で国会承認なしに参戦することも起こり得るということです。

憲法の中に、国会は国権の最高機関だという規定があります。私たち国民の代表者が集うのが国会ですけれども、国会よりも米国の戦争を優先したということになると思います。米国軍と一緒に戦争に突入した後で、国会が不承認できるか？ 不承認したところで、その自衛隊を撤退させることができるか？ 実際にはできません。そういう意味で、国会の承認はその程度のものとしか位置づけられていないということです。

もう一つ、レジュメに書かせていただきました特定秘密保護法の問題があります。いろいろな情報が出されたとしても、特定秘密保護法では、国会に対する情報提供が厳しく制限されていますので、実質的な審査はできないのではないかということで、日本の戦争と全く関係のない米国の戦争に日本が突入していくことになると思います。

### 3 自衛隊法の改定など

自衛隊が作られてから初めて、一番大切な規定が今回改定されようとしています。それは自衛隊の任務に関わる問題です。現在の法律では、自衛隊の任務(3条)は「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」となっております。この真ん中の「直接侵略及び間接侵略」という言葉を削除して、「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」ことが提案されています。

何を意味しているかと言いますと、さりげなく書かれていますが、非常に重要なことです。直接侵略や間接侵略に該当しない場合においても、例えば、他国間の武力紛争においても、それが我が国の平和と独立に関連するという名目が立ちさえすれば、我が国を防衛するという名目の下に、自衛隊が行動できるということです。つまり、集団的自衛権の行使も自衛隊の主たる任務の中に位置付けています。

「侵略」がなければ防衛できないという自衛隊の「受け身」の姿勢から、国益のために積極的に国外に出て行く姿勢に転換し、「専守防衛」を放棄して、能動的、積極的に海外での軍事行動に出て行くことを宣言しようとしています。

「国家安全保障戦略」(2014年12月)や改定ガイドライン(本年4月27日)では、自衛隊の世界規模での軍事行動が宣言されています。こうした世界展開に対応して、新防衛計画大綱や中期防衛力整備計画(いずれも2014年12月)では、「統合機動防衛力の構築」が提起され、機動師団・機動旅団への改変、水陸両用団の編成、敵基地攻撃能力の検討・構築などが推進されています。

米軍の持っている海兵隊（沖縄）を自衛隊も持つべきだという提案です。水陸両用団という、奥歯に物のはさまったような言い方ですが、戦争になった時に、真っ先に殴り込みをかける部隊です。それを作るということを述べています。そして、北朝鮮のミサイルとの関連で、敵基地攻撃能力、つまり、少しでも日本に発射するそぶりを見せたら、やられる前にその基地をたたくということが提案されています。

「直接侵略及び間接侵略」の削除は、「国土・国民を守る兵力」から「海外に機動展開していく外征軍・遠征軍」への自衛隊の豹変をいっそう加速することになると思います。

自衛隊のこのような主たる任務の変更に伴って、政府は、集団的自衛権の行使に伴う防衛出動、及びそれに伴う武力行使を可能とするために、自衛隊 76 条の防衛出動に関する規定を改定することも提案しています。

自衛隊法 76 条の改定案によれば、内閣総理大臣は、次のような場合にも防衛出動を命じることができるかとされています。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（同条 1 項 2 号）。そして、88 条 1 項によれば、そのような事態においても、防衛出動を命じられた自衛隊は、「我が国を防衛するため、必要な武力を行使することができる」とされています。

法文上は「わが国を防衛するため」とありますが、存立危機事態では、武力行使の目的は他国への武力攻撃を排除するためであって、他国の敵との交戦です。他国とは、現状は米国以外に想定しがたいことから、実際には「米国の敵」との交戦です。

「米国の敵」と交戦し「米国への武力攻撃」を排除することがすなわち「わが国を防衛」することになると言っているに等しいのです。

時間の関係で飛ばしますが、ここで言いたかったことは、集団的自衛権の 3 つの要件の中の 2 番目の要件「他に適当な手段がないこと」とか 3 番目の要件「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」ということを、確かに昨年 7 月には言っていたのですけれども、この 5 月に提案されて、7 月に強行採決された現在の法案の中には、このような大事な要件は全然盛り込まれていません。「小さく生んで大きく育てる」という言葉がありますけれども、一番重要な必要最小限度、他に適当な手段がないこと、こういうものが法案の中に全然盛り込まれていません。重大な問題です。



#### 4 事態対処法と存立危機事態

事態対処法は有事立法、戦争するための法律で、日本が戦争状態になった時、国のシステムをどういうふうに変えていくかという定めになっております。2003 年、2004 年に強行された有事法制体系は、プログラム法の事態対処法（武力攻撃事態法）と自衛隊法などの個別法で構成されており、事態対処法によって戦争態勢にスイッチを入れ、自衛隊法以下の個別法を発動させる仕組みです。

事態対処法では、①武力攻撃事態等（武力攻撃事態と武力攻撃予測事態）と②存立危機事態という 2 種類の事態が並列される形になります。

対処基本方針の閣議決定－国会による承認（原則事前、緊急時は事後）－内閣総理大臣による対策本部の設置という発動の手順は、存立危機事態でも変わりません。

その結果、米国への武力攻撃が行われ「緊急を要する事態」と政府が判断すれば、国会の承認なしに存立危機事態を認定し、自衛隊に防衛出動を命じることができます。米国はすでに戦争に入っていますから、自衛隊は直ちに同盟軍として参戦する形になります。

事態対処法による存立危機事態の対処では、地方自治体や民間企業等（指定公共機関）に対処措置の責務は負わず、対処措置に協力する国民の責務は規定されません。存立危機事態は、米国などの戦争に参戦する「海外での戦争＝外征」であるため、地方自治体や民間企業等を直接組み込む必要はなく、国民に協力を求める必要もないとの考えによるものです。けれども「外征」だからと言って「後方」を固めなくていいわけではなく、国民動員が必要とならないわけではありません。

## 5 存立危機事態と自衛隊法・個別法

自衛隊法上の防衛出動に関連する様々な規定で、存立危機事態にも適用されるものは、特別の部隊の編成、士長等の任用期間の延長、自衛官の定年による退職の特例、防衛招集されている予備自衛官および予備即応自衛官の任用期間の延長、予備自衛官および予備即応自衛官に対する防衛招集、出動待機命令などです。

存立危機事態には適用されないものは、防衛施設（陣地）の構築とそのため土地の使用、海上保安庁の統制、秩序維持のための警察権の行使、道路・空地等の緊急通行、施設の管理、土地等の使用、物資の保管・収用等、医療・土木建築・輸送業務従事者への業務従事命令などです。

以下の個別法は、必要な改正が行われるなどして、存立危機事態でも発動されます。

- ① 港湾・空港・道路・通信（電波）に軍事優先を認める特定公共施設利用法
- ② 地方自治体・民間企業に協力を要求して米軍支援を行う米軍支援法
- ③ 外国軍用品等を積載した船舶（第三国所属船舶を含む）の強制検査（軍事臨検）を認める海上輸送規制法（臨検法）
- ④ 戦時国際法の法制化の性格をもつ捕虜法（捕虜取扱法）と国際人道法

## 6 集団的自衛権の行使と国民

存立危機事態が地方自治体や民間企業、国民と無関係とは決してなりません。「海外での戦争＝外征」に限って考えても、民間企業や国民と無関係とは言えないと思います。

まず、「海外での戦争＝外征」は、現地に進出している民間企業や現地に居住している国民に直接の影響を及ぼさざるを得ません。

次に、徴用・徴発（自衛隊法103条）は都道府県知事の発令によるもので、「海外での戦争」は想定していませんが、「海外での戦争＝外征」だからと言って、国民の協力が不必要とは思いません。

存立危機事態で武力を行使すれば、相手国からすれば、先制攻撃を受けたことになりすから、日本に対して反撃を加える公算は極めて大きいです。

今「安心・安全です。絶対大変なことはありません」と安倍さんたちは説明しておりますけれども、この「米国との戦争に加わりませう」という法律ができると、今より安心・安全になるということはないと思います。この前、中東で二人の方が殺されましたけれども、今後、あのような事件がたくさん海外で起こるのではないかと思います。国内においても、日本が米国側に肩入れして、米軍と一緒に自衛隊が行動すると見られるようになった場合、国内国外においてどういう状況になるのだろうと思います。国民の安心・安全を高めるための法律ではありません。米国に対して恩を売るような形で、米国からすれば、戦費がかさんでいて、たくさんの自国の青年が死んでいます。ですから、日本の首相が「あなたの国のために一緒に戦争をしますよ。自衛隊員の皆さんも血を流しますよ」と言えば、非常にありがたいわけです。そういう状況の中で、このような法律を作ったのです。本当に自衛隊や私たち国民のことを考えているのかという基本的なことを考えると、全くそうではないと思います。存立危機事態となれば、従来



の武力攻撃事態も同時に発令されることとなります。

この武力攻撃事態のチャンネルでは、民間企業等（指定公共機関）や地方自治体は対処措置に組み込まれて対処が義務づけられ、自衛隊法103条（徴用・挑発）や国民保護法なども発動されます。

集団的自衛権行使の容認は、有事法制を存立危機事態＝外征法、武力攻撃事態＝後方構築・国民動員法に二元化し、いっそう狂暴な形で再起動させるのです。

## Ⅱ「周辺事態法」から「重要影響事態法」へ

### 1 改定法案の内容

「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(周辺事態法) という法律がかなり前に作られました。いろいろな議論がありましたけれども、この法律は、米国軍が行う作戦に自衛隊が後方地域でロジスティック(兵站)活動をする、戦争の協力をするということですが、まだ平和憲法が力を発揮していた時代ですので、自衛隊が協力する場所は、米軍が戦闘をしているところよりちょっと安全な(軍事的にはこんなことはないと思います)、「後方地域」です。そして自衛隊が行う協力は、日本の周辺が常識の範囲でした。地球の裏側まで行って、自衛隊が武力攻撃をするということは、毛頭考えておりませんでした。

日本の近辺において、安全な範囲にとどまってドンパチをやるわけではありません。しかし、米軍に最大限協力します。これがこの法律の作られ方でありました。けれども、これが今回、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(重要影響事態法)と名前が変わっております。

この法律は、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を

与える事態(「重要影響事態」)に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(「日米安保条約」)の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的」としています。

これは米軍だけではありません。「重要影響事態に対処する外国」(オーストラリア軍と説明されている)とも連携するというのです。



### 2 改定法案の問題点

この改定法案によって、自衛隊は、地域的な限定なしに世界中のどこにでも、また米軍以外の他国の軍隊のための後方支援活動なども行うことが可能となります。地理的な限定は完全になくなりました。

「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」であるためには、国連決議などは必要がなく、国会の承認さえ得られれば、派兵ができます。原則は事前承認ですが、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで、関係活動を実施できます。

本法案は、結局「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」であると政府が認定すれば、世界のどこにでも自衛隊を海外派兵できることを意味しています。

数日前に国会で共産党の小池議員がポイントをついた、次のような質問をしていました。「あなたたちは安全で、自衛隊員が大丈夫で、戦闘行為が行われている場所ではできないと説明しているけれども、戦闘行為が行われている場所と行われていない場所はしょっちゅう変わるではないか。いったいどこをもって戦闘行為が行われている現場と言うのか。それ以外なら、どこでもできるということは、何でもできるということになるのではないか」。

支援対象も、米軍に限定していた周辺事態法から拡大され、新たに、重要影響事態に対処する以下の軍隊等、すなわち、①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍、②その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊、③その他これに類する組織となります。

自衛隊が行う活動は、米軍等の外国軍への後方支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動（船舶検査法による）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置です。後方支援活動の範囲は、現行法の「補給」「輸送」「修理及び整備」「医療」「通信」「空港及び港湾業務」「基地業務」から拡大され、「宿泊」「保管」「施設の利用」「訓練業務」が加えられます。現行法では除外されている「弾薬の提供」「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」も加えられました（除外されるのは「武器の提供」のみ）。

このような法律によって、周辺事態ではなく、重要影響事態という名前が付けば、世界中に自衛隊が展開していく、武器の使用も、武力の行使に自衛隊を追い込んでゆくこととなります。憲法では、武力の行使は禁止されています。武力による威嚇も禁止されています。武力の行使に自衛隊を追い込んでいく法案は、憲法9条1項に違反しています。

### **Ⅲ「戦争支援恒久法」としての「国際平和支援法」の制定**

〈概要〉「国際平和支援法」は新しい法律です。今、議論されている法律は、平和とか、安全とか、国際協力とか、そういう名前が付いていて、美しい言葉で飾られています。その内実は全く違うものです。G. Orwell が『1984年』の中で「戦争は平和だ。これがこの国の新しいニュースピークだ」と言いました。あのことが2015年の日本で起こっているということです。

「国際社会の平和と安全の確保」を目的に、

自衛隊を米軍等の支援活動等のために派兵した海外派兵法がこれまで2度制定されていません。「テロ」特措法とイラク特措法です。

国際平和支援法案（新法）は、外国軍隊に対する支援活動等を認める海外派兵恒久法であり、「テロ」特措法、イラク特措法の「一般法」化です。また、それは、「非戦闘地域」の限定を撤廃し、活動内容も飛躍的に拡大するなど、特措法に比べてはるかに「積極的」になっています。

なお、国際平和支援法案は「わが国の平和と安全の確保」を目的とする重要影響事態法と「裏表」の関係になっており、国連決議の要否や国会承認などの要件部分は異なりますが、活動内容などの部分はほとんど共通になっています。

#### **1 「積極的平和主義」実現のための海外派兵法**

この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものを「国際平和共同対処事態」と定義し、米国をはじめとする諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とすると謳っています。

国際平和に対する脅威を軍隊で除去することに我が国が協力することによって、国際平和に貢献するという、安倍政権の掲げる積極的平和主義を実現するための法律です。

#### **2 海外派兵の恒久法化**

本法によってあらかじめ自衛隊の海外派兵ができる法的枠組みを整備しておけば、そのたびごとに法律を制定しなくても、内閣の判断と国会の承認があれば、自衛隊を速やかに海外に派兵し、戦争を行っている他国軍の協力支援ができるようになります。

新ガイドラインは、「地域を超えたグローバルな日米協力」を明記し、地球規模で自衛隊が米軍に協力することを求めています。本法はこのガイドラインの要求に応えるものであり、自衛隊が、海外で「殺し、殺される」事態が発生する危険は、2つの特別措置法の比ではありません。



### 3 法案の問題点

協力支援活動（諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供）、搜索救援活動、船舶検査活動（船舶検査活動法による）が自衛隊の行う活動であり、他国の軍隊（多国籍軍）が武力行使をしていることが前提となります。

協力支援活動の範囲はテロ特措法などから大きく拡張されており、重要影響事態法案の後方支援活動の範囲（補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務）に「建設」（軍事基地の建設を含む）を加えたものとなっています。戦闘現場直近でのこうした活動は武力行使に他ならず、攻撃を受けて反撃すれば、「なし崩し的に集団的自衛権行使」となりかねないことなどは、重要影響事態法と変わりません。

「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」ことが基本原則とされていますが、戦闘現場直近でのこうした活動（兵站支援）は、武力行使に他ならないものです。

この法案は、まさに「戦争支援法」あるいは「戦争参加法」とでも呼ぶのがふさわしいものなのです。

## IV 国際平和協力法（PKO法）改正案

〈概要〉国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）は、1992年に成立しました。PKO5原則による厳重な歯止めがかかった法制であり、成立当時は「停戦監視活動」などのPKF（平和維持軍）本体業務

は、派遣を凍結されていました（後に凍結を解除）。

国連が統括するPKOへの派遣ということから、国会の承認が停戦監視活動などに限定されており、人道的復興支援活動などには国会承認なしに派遣できるのが特徴です。

「平和安全法制整備法」によって、PKO法に国連が管轄しない「国際連携平和安全活動」を組み込み、治安維持活動や駆けつけ警護と任務遂行のための武器使用を認めるなどの、抜本的な改正が行われようとしています。

### 1 国連平和維持活動への参加の拡大

新たに「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を目的とする活動等にも参加するとしています。さらには、これまで認められてきた停戦合意及び受け入れ同意における中立的な立場での活動（イ）に加えて、新たに、当該国の同意をもとに、地域紛争後に紛争当事者がなくなった場合の活動（ロ）や、武力紛争発生前における未然防止のための中立的な活動（ハ）についても参加するとしています。これらの新たな活動は、従来のPKO参加原則とは異なる条件のもとでの活動となります。

治安維持などの活動は、武力紛争の危険と隣り合わせであり、武装集団からの攻撃や抵抗を受け、海外での組織的な武器使用～武力行使に至るおそれのある活動です。このような海外での自衛隊の活動を広げることは、戦争を放棄し、武力行使や武力による威嚇を禁じている日本国憲法の下で許されるものではありません。

### 2 「国際連携平和安全活動」の追加

「国際連携平和安全活動」とは、国連の決議などなくとも、「紛争に対処して国際の平和と安全を維持することを目的とする活動であって、2以上の国の連携により実施される活動」とされており、以下のいずれかの要件

が必要とされています。

- ① 国連総会・安全保障理事会・経済社会理事会の決議
- ② 国連・国連の専門機関・欧州連合（EU）など一定の国際機関の要請
- ③ 国連の主要機関のいずれかの支持を受けた当事国の要請

この活動は前述のイ～ハ記載の PKO 活動と同様のものとされていますが、「国連が統括しない活動」＝多国籍軍の活動であることに留意が必要です。具体的には、アフガン戦争においてアフガニスタン政府を支援する「国際治安支援部隊」（ISAF）や「地方復興支援チーム」（PRF）の活動、イラクにおけるイラク暫定政府の要請を受けた多国籍軍の活動です。

ここでのポイントは国連が統括しない活動、多国籍軍の活動だということです。PKO 法の下で、従来国連が統括していた PKO と全く関係ありません。それを「国際連携平和安全活動」という名前にして、それに自衛隊を積極的に投入させる、多国籍軍の活動です。

「今までと変わりません、全く安全です。自衛隊の皆さんにリスクが高まることはありません」と安倍さんは言っていますが、全然説得力がありません。



### 3 治安維持活動と駆けつけ警護

従来、武器使用は、PKO 活動に従事する隊員、またはその管理下に入った者の生命・身体を防護するための自然権的な権利として認められ、そうであることで、それは武力行使と区別されるとされてきました。しかし、「治安維持活動」や「駆けつけ警護」においても、武器使用を認めた場合には、しかもその際に使用する武器についても、特に限定はなく「実施計画で定める装備」でもよいということになった場合には、ますますそのような武器使用を自然権的権利として正当化することは困難だと思います。それは、憲法で禁止された

武力行使に該当します。

今後、自衛隊が治安確保の任務から逸脱して反政府武装組織の掃討作戦に関与する危険は大きいです。

「駆けつけ警護」問題は、中国侵略戦争の嚆矢となった柳条湖事件などの軍隊の暴走を想起させます。「駆けつけ警護」が認められ、現場判断での武器の使用ができるようになれば、シビリアンコントロールは及ばなくなります。

## V 3つのチャンネルがもたらすもの

これまで見た「海外派兵の3つのチャンネル」は相互に関連し、全体として「どうしても使いまわしのできる使い勝手のいい海外派兵法制」を生み出すこととなります。

「我が国の平和と安全」と「国際社会の平和と安全」は重なり合っていますから、国連決議がなければ前者に着目して重要影響事態法が使われ、国連決議があって国会や国民に説明が容易であれば、後者の観点で国際平和支援法が使われるでしょう。

派遣先国で停戦合意が成立すれば、PKO 法の「国際連携平和安全活動」に衣替えして人道的復興支援活動から治安維持活動まで広範な活動を展開し、停戦合意が破れて戦闘が再開されれば、国際平和支援法か重要影響事態法に戻って、協力支援活動ないし後方支援活動を担当します。

逆に、派兵されている自衛隊や派兵しているこの国への組織的かつ計画的な武力攻撃となれば、武力攻撃事態（あるいは存立危機事態）を認定し、有事法制を発動して戦争態勢に移行します。

それぞれの海外派兵のチャンネルで、自衛隊と自衛隊員が戦闘に巻き込まれる可能性は、これまでよりはるかに拡大します。重要影響事態法や国際平和支援法によって戦闘現場直近で兵站支援を行う自衛隊は、いつ攻撃を受けるか分からず、PKO 法で治安維持活動や駆

けつけ警護を行う自衛隊員は、いつ武装勢力や民衆と撃ち合うことになるか分かりません。

## **VI 米軍等の武器等防護のための自衛隊法の改定**

### **1 改定法案の内容**

自衛隊法95条の2に次のような規定を追加することを提案しています。「自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を加えてはならない。2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があった場合であって、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする」。

これは、全く関係のない米軍、あるいはオーストラリア軍の戦艦や軍艦や航空機を守るために、自衛隊が武器を行使することができるという規定です。これこそ、まさしく武器の使用という側面から集団的自衛権の行使に踏み込む危険性ではないだろうかと思えます。

### **2 集団的自衛権の行使に踏み込む危険性**

しかし、このような改定案が成立したならば、自衛隊は米軍及び米軍以外の他国軍隊の武器等の防護という名目の下に、実質的には集団的自衛権の行使に等しい武力行使を行い、日本は米国等の他国の戦争に巻き込まれることになる公算が高くなると思えます。しかも、このような重大な意味を持つ行為であるにも拘らず、その決定は防衛大臣だけの判断で、しかも現場の自衛官が行うのです。憲法9条

に照らしても、また文民統制の原則に照らしても、到底認めることのできない改定案です。

そもそも、自衛隊法 95 条の武器等の防護は、何のために認められているのでしょうか。それが憲法9条の禁止する武力行使にならない根拠はどこにあるのでしょうか。従来の政府の説明は、次のようなものです。憲法9条1項が禁止する「武力の行使」とは、「国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環として行われる戦闘行為」をいう。他方で、自衛隊法 95 条が規定する武器使用は、「自衛隊の武器等というわが国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為から、これらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、それがわが国領域外で行われたとしても、憲法第9条1項で禁止された『武力の行使』には当たらない」。つまり、従来の政府の説明によれば、武器等の防護は、武器等を防護するためのきわめて受動的、限定的な必要最小限度の武器使用なので、「武力の行使」に当たらないというのです。

しかし、自衛隊法が防護の対象にしている「武器等」の中には航空機や艦船も含まれています。もはや武器の範疇には入らない装備も含まれているのです。自衛隊の航空機（例えば戦闘機など）や船舶（例えば護衛艦など）に対する攻撃が、単にこれらの装備の破壊奪取を目的とするのか、それとも武力行使の一環として行われるのかを一体どのようにして区別するのか、その区別は、戦闘機や護衛艦などに対して攻撃が加えられた場合には、ほとんど不可能でしょう。というよりは、むしろそのような場合には、武力攻撃と捉えて、それに対する防護行動は、それ自体武力行使と捉える方が自然です。

このように自衛隊の武器等の防護についても、それは「武力の行使」と紙一重、あるいは重なる性格を持ったものですが、それが、米軍軍隊その他の国の軍隊に援用された場合

には、もはや単なる武器等の防護で武力行使ではないと説明することは、ほとんど不可能です。しかも、米軍等のための武力行使ということになれば、それは集団的自衛権の行為ということにならざるを得ません。

自衛隊法95条の武器等の防護の規定を米軍等他国の軍隊の武器等の防護についても適用する理由は一体どこにあるのでしょうか。「政府見解」(2015年4月27日の与党協議で出された政府の見解「主要な事項に関する基本的な考え方の整理について」)によれば、「自衛隊と連携して『我が国の防衛に資する活動』に従事している合衆国軍隊等の部隊の武器等については、これらが破壊・奪取された場合には、当該活動や、事態等が拡大した場合における我が国を防衛するための活動の実施に支障を生ずることとなるため、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に該当するものと評価することができる」というのです。

しかし、ここで問題になるのは、①「わが国の防衛に資する活動」とはどのような活動を意味しているかであり、②米軍等他国の軍隊の武器等がどうして「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段」と言えるのかということです。そして、③それら他国の軍隊の武器等の防護がどうして「受動的、限定的な必要最小限度の武器使用」と言えるのかということです。

まず、①の「わが国の防衛に資する活動」は、あまりにも抽象的で漠然とした要件です。

②の点も説明困難です。他国の軍隊の武器等がどうして「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段」たり得るのか、その説明はまったくつきません。他国の軍隊の武器等も自衛隊の武器等も一緒に「わが国の防衛力を構成する重要な物的手段」とすれば、もはや他国の軍隊も自国の軍隊も、区別はなくなるようになります。そんな理屈が通れば、もはや個別的自衛権とか集団的自衛権といった区別すらも不要になります。こんなおかしい議論

がまかり通ることは、憲法9条の下であり得ません。

③に関して言えば、そもそも武器等の防護が武力行使に該当しない理由が、上記のように、「きわめて受動的かつ限定的な必要最小限度の武器使用」だからだとすれば、他国の軍隊の武器等を防護することは、そのような限定をはるかに超えていると言わざるを得ません。自衛隊の武器等が攻撃を受けた場合に、それを防護するということがらば、まだ受動的、限定的という言い方が当てはまる余地があるとしても、米国など他国の軍隊のためにわざわざ武器使用することがどうして受動的であるとか、限定的であるということが言えるのでしょうか。



## Ⅶ 日米ガイドラインの改定の問題点

まず第1に、この新ガイドラインは、日本の国内での「安全保障」法制の立法化と連動しつつも、それを先取りするものであって、国会の役割を軽視し、主権者国民の意向をも軽視するものです。新ガイドラインは、「いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない」。「しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、おのおのの判断に従い、このような努力の結果をおのおのの具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される」となっています。

第2に、この新ガイドラインは、現行の日米安保条約の枠組みを大幅に踏み越えるものであって、本来ならば日米安保条約の改定なしにはできないはずのことを取り決めていきます。日米安保条約は、日米の共同の軍事行動は「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」が発生した場合にのみ行われることを定めています

し(5条)、米国軍隊の日本での駐留は「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」に認められています(6条)が、この新ガイドラインは、そのような場合のみならず、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」における日米軍事協力を謳っています。それは、冒頭箇所でも「日米同盟のグローバルな性質」をも謳っています。このように現行安保条約の枠組みを大幅に超えた軍事協力を約束するためには、本来、条約の改定手続が必要なはずですが(憲法73条3号)。そのような改定手続をなんら踏まえないで、このような新ガイドラインを決めることは、それ自身が憲法に対する重大な違反行為と言えます。

第3に、新ガイドラインは、憲法9条にも真っ向から抵触する内容をもっています。そもそも日米安保条約自体が憲法9条に抵触する内容のものですが、従来の政府見解に照らしても、集団的自衛権の行使は違憲とされ、また日米安保条約もそのような限定の下で1960年に改定がなされたはずですが。その意味では、1997年の日米ガイドラインも「周辺事態」における日本の対米後方支援を認めた点で、すでに問題をはらむものでしたが、今回のガイドラインは、その「周辺事態」の枠をも取り払って「グローバルな平和と安全のため」の対米軍事協力を、しかも武力の行使を伴う集団的自衛権の行使をも約束するものとなっています。

具体的には、新ガイドラインは、「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」を定めて、そこで、「自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する」と書いてあります。しかも、新ガイドラインは、そのよう

に協力して行う「作戦」の一環として、アセット(装備品など)の防護、捜索・救難、海上作戦、弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、後方支援を挙げています。例えば海上作戦では、「自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する」と書かれています。中東湾岸地域における機雷掃海も含まれています。

第4に、新ガイドラインは、そのようなことを定める一方で、「日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法・・・並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる」と書いています。驚くべき欺瞞。国民に対する詐術以下のなものでもありません。

第5に、新ガイドラインは、「安全保障」法制の「整備」に対応する形で、「日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」を定め、そこで次のように述べています。「同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」。新ガイドラインは、このように書いて、そのような事態における「後方支援の強化」を謳っています。「安全保障」法制の「整備」の一環として周辺事態法を「重要影響事態法」へと改定しようとする動きと対応しています。

また、ガイドラインは、「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」を定めて、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全」のために日米両国が「パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす」ことを謳っています。そして、そのような活動の一環として「後方支援」を挙げて、「日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する」としています。また、平和維持活動に関しては、「日米

両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国連その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる」としています。「安全保障」法制の「整備」の一環として「国際平和支援法」や「国際平和協力法」の制定・改定を行うことと連動しています。さらには、「三か国及び多国間の協力」についても言及し、「日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する」とも書いています。「安全保障」法制の「整備」において、単に米国との軍事協力のみならず、それ以外の国との関係でも、例えば「存立危機事態」や「重要影響事態」において軍事協力ができるようにしようとしていることと対応しています。

### むすびにかえて—平和憲法の普遍的意義

自衛隊と安保条約があったから、この平和な国が造られたのだと言う人がいますけれども、そうではないと思います。もし憲法がもっと早く改定されて、もっと早く9条が変えられてしまったら、日本は全く違った道をたどっていたと思います。平和憲法は、70年近くの間、日本が曲がりなりにも「平和国家」として過ごしてきたことについて、重要な役割を果たしてきたと思います。

平和憲法は、日本が行ってきたアジア太平洋戦争に対して、近隣アジア諸国をはじめとして、世界中の人々に対して、「不戦の誓い」という意味を持っていたのではないかと思います。その意味で、国際社会の平和のため、

少なからず貢献してきたということです。

平和憲法は、単に平和主義ではなく、権力の暴走を抑えるという意味で、日本における立憲主義の維持と発展を支える上でも重要な役割を果たしてきました。

平和に生きる権利は、今、国連の中でも、**People's right to peace** つまり、「人々の平和への権利」という形で大きく議論されています。これを国連総会の中で決議として挙げようという運動が国際的に行われていて、その運動しているたくさんの国際的 NGO の人たちのアイディアのもとになっているのは、日本国憲法の9条と平和的生存権です。

人が国家のために存在しているのではなく、人が平和に生きる、それがあらゆるものの基本にあると思います。平和に生きる国は国防のために軍隊を持つのではなく、平和に生きる権利を保障していく、それを国際社会の中で保障していこうということが議論されてきました。

そういうふうと考えてみますと、今は平和憲法の持っているものを広げていく時ではないかと思います。

長時間、ありがとうございました。

(所沢みくに教会会員)

\*付記：講演にあたって、自由法曹団『戦争法制を批判する』『逐条検討・戦争法制』、山内敏弘著『「安全保障」法制と改憲を問う』（法律文化社）を参照・引用させていただきました。



### 社会委員会からのお知らせ

★11月29日（日）礼拝後、社会委員会主催の学習会を開催いたします。テーマは『安保法制に関する公式声明を読む』で、他の宗派集団がどのような公式声明を世に向けて発しているかを学ぶ会と致します。昼食を共にして15時までと致します。社会委員に限らず、広く教会内へ参加を募ります。どうぞご参加ください。